

◎新潟県告示第1300号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成28年12月12日認可した。

平成28年12月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 漁業権者の名称及び住所
刈谷田川漁業協同組合
長岡市滝の下町4番35号
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容
（釣堀的漁場）

第9条表中の「平成28年1月1日から平成28年12月31日まで」を「平成29年1月1日から平成29年12月31日まで」に改める。

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成29年1月1日